

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

起 訴 事 件										
税 目	繰 前越 年未 か決 ら件 の数	起 本訴 年件 の数	起合 計 訴 件 数 + の	左 の 内 容				有 罪 に 係 る 人 員 及 び 金 額		
				有 罪 件 数	無 罪 件 数	公消 滅 訴 件 権数	未 決 件 数	懲れ 役た 刑も をの 科の せ人 ら員	罰 金	
									人 員	金 額
	件	件	件	件	件	件	件	人	内 人(社)	千円
申 告 所 得 税	-	2	2	2	-	-	-	X	X X	9,000
法 人 税	-	7	7	3	-	-	4	X	X X	108,000
そ の 他	-	2	2	2	-	-	-	X	X X	105,000
合 計	-	11	11	7	-	-	4	X	X X	222,000

調査対象等：平成13年 1 月 1 日から平成13年12月31日までの間における事績を示したものである。

(注) 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。

(2) 犯則者違反行為別件数 (有罪事件の内訳)

申 告 所 得 税			法 人 税			そ の 他		
該 当 条 項	件 数		該 当 条 項	件 数		該 当 条 項	件 数	
法第	外	件	法第	外	件		外	件
238条	-	2	159条	-	3	ほ脱犯規定	-	2
			164条	3	-			
合 計	-	2	合 計	3	3	合 計	-	2

(注) 1 この表は「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。

2 外書きは、ほ脱犯規定の適用のほか、両罰規定も適用された件数である。

3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。